

法令違反会員の処分に係る規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本訪問販売協会（以下「本会」という。）の正会員が定款第13条の規定に該当する場合に、総会又は理事会が当該正会員に対する処分を決めるための手続き等を定めることを目的とする。

(調査に対する協力義務)

第2条 正会員は、総会又は理事会が、前条の目的を達成するために必要な調査又は報告及び関係資料等の請求をした場合は、全面的に協力しなければならない。

(倫理審査委員会への協力依頼)

第3条 総会又は理事会は、第1条の目的を達成するため、必要に応じて倫理審査委員会の判断を仰ぐことができる。

第2章 処分の種類及び対象行為

(処分の種類)

第4条 定款第13条第1項で定める次の処分のうち第1号及び第2号の処分は併科できる。

(1) 過怠金

(2) 正会員の権利の停止又は制限

(3) 除名

2 正会員は、前項第2号の正会員の権利の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務を負う。

(処分の対象行為)

第5条 総会は、正会員が次の各号の一に該当する行為をしたときは、前条第1項第2号又は第3号に掲げる処分を科す。この場合、正会員が自らのなした行為が、次の各号に該当しないことを証明しなかった場合には、その行為をしたものとみなす。

(1) 法の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為

(2) その他本会が別に定める行為

2 理事会は、正会員が前項各号の一に該当する行為をしたときは、前条第1項第1号に掲げる処分を科す。この場合、正会員が自らのなした行為が、前項各号に該当しないこと

を証明しなかった場合には、その行為をしたものとみなす。

第3章 調査及び事情聴取等

(調査及び事情聴取等)

第6条 総会又は理事会は、第1条の目的を達成するために必要なときは、正会員に対し期限を定めて報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

2 総会又は理事会は、第1項の報告若しくは資料の提出又は調査に応じない正会員については、第5条第1号に該当する行為をしたものとみなす。

第4章 処分に係る手続き等

(審議、決定)

第7条 総会又は理事会は、正会員が第5条第1号に該当する行為をしたときは、第4条第1項で規定する処分のうちから当該正会員に対する処分を審議し決定する。

(弁明の機会等)

第8条 正会員の権利の停止若しくは制限又は除名する場合は、定款第13条第4項に基づき、当該正会員に対し総会開催の日の1週間前に通知するとともに、正会員の権利の停止若しくは制限又は除名の決議を行う総会において当該正会員に対し弁明の機会を与える。

2 総会は、前項の規定にかかわらず弁明の機会を与えた正会員が、正当な理由なく、当該処分の決議を行う総会を欠席した場合には、除名を決定することができる。

(処分の公表等)

第9条 会長は、第4条第1項に掲げる処分をしたときは、当該処分の内容、処分を決定した理由、処分を受けた正会員の商号を他の会員に周知するとともに公表する。

第5章 雑則

(記録の作成及び保存)

第10条 本会は、定款第13条に基づく正会員の処分を審議したときは、その審議の経過の記録を作成し、これを保存するものとする。

2 前項の記録の保存期間は10年とする。

(秘密保持)

第11条 本会の役員、委員会の委員、常設委員会その他の委員会の委員及び職員並びにこれらの職にあった者は、正当な理由なく、正会員の処分に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(細則の制定)

第12条 本会は、この規程の運用に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

附 則

この規程は、改正特定商取引に関する法律の施行の日（平成21年12月1日）から施行する。

附則

この変更規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

法令違反会員の処分に係る規程に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、法令違反会員の処分に係る規程（以下「規程」という。）第12条に基づき法令違反会員の処分に關して必要な事項を定める。

(会員の権利)

第2条 規程第4条第1項第2号の正会員の権利は次のとおりとする。

- (1) 定款第19条第2項第2号に規定する總會を招集する権利
- (2) 定款第27条の規定による理事及び監事を選任する権利及び選任される権利
- (3) 定款第23条の議決権

(その他の処分対象行為)

第3条 規程第5条第2号に掲げるその他本会が別に定める行為とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 規程に基づき總會又は理事会が行う調査等に対し正当な理由なく拒否し、妨げ、又はこれを忌避したとき。
- (2) その他、正会員の行為について本会が処分に値すると認めたとき。

(処分の基準等)

第4条 規程第5条第1号に基づき正会員の処分を行う場合には、原則として、次の基準を勘案し処分の内容を決定する。

- (1) 特定商取引に関する法律（以下「法」という。）に基づく指示が発令された正会員、又はこれに従わない正会員に対する処分について
過怠金又は権利の停止若しくは制限のいずれか、又はこれらを併科又は除名とする。
- (2) 法に基づく業務停止命令が発令された会員、又はこれに従わない正会員に対する処分について
正会員の一部の支店・営業所等に対し業務停止命令が発令された場合は、過怠金又は権利の停止若しくは制限のいずれか、又はこれらを併科、又は除名とする。また、正会員が行う営業全部に対し業務停止命令が発令された場合は原則として除名。
- (3) 法に基づく罰金刑が確定した正会員
過怠金又は権利の停止若しくは制限のいずれか、又はこれらを併科、又は除名。なお、会員の従業員等が法に基づく罰金又は懲役が確定し、正会員に対して両罰が適用された場合も同様とする。

2 前項各号の過怠金の額は次の基準を勘案し決定する。

- (1) 前項第1号の過怠金は当該正会員が支払う現行会費の6～12ヶ月分に相当する額

(2) 前項第2号の過怠金は当該正会員が支払う現行会費の6～24ヶ月分に相当する額

(3) 前項第3号の過怠金は当該正会員が支払う現行会費の6～24ヶ月分に相当する額

3 前項1号及び2号の過怠金の額を決めるときは原則下表の運用基準による。

(1) 前項第1号

指示で指摘された違法行為を別表2により点数化し、その合計値を別表1にあてはめ過怠金の額を決める。ただし、本号による過怠金の額の上限を12ヶ月とする。

(2) 前項第2号

業務停止命令で指摘された違法行為を別表2より点数化し、その合計値に対し次に掲げる「停止期間の係数」を乗じた数値を別表1に当てはめ過怠金の額を決める。ただし、本号による過怠金の額の上限を24ヶ月とする。

「業務停止期間の係数」()内

- ・ 1ヶ月～3ヶ月(1)
- ・ 4ヶ月～6ヶ月(2)
- ・ 7ヶ月～9ヶ月(3)
- ・ 10ヶ月～12ヶ月(4)

別表1

過怠金の額の区分表

点数	過怠金の額(現行会費)
1～7点	6ヶ月分
8～9	7
10～11	8
12～13	9
14～15	10
16～17	11
18～19	12
20～21	13
22～23	14
24～25	15
26～27	16
28～29	17
30～31	18
32～33	19
34～35	20
36～37	21
38～39	22
40～41	23
42以上	24

別表 2

指示及び業務停止命令の対象行為点数表

配点

a	勧誘をしようとするときは、その勧誘に先立って、お客様に対し、販売業者等の氏名又は名称、契約の締結について勧誘をする目的である旨、及び商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしない者(法第 3条)	1
	契約を締結しない旨の意思を表示したお客様に対し、勧誘の継続や再度来訪し勧誘した者(法第 3条の 2)	1
b	契約の申込みを受けたときに、書面を渡さない者や、記載事項の不備、又は虚偽の記載のある書面を交付した者(法第 4条)	2
	契約を締結したときに、書面を渡さない者や、記載事項の不備、又は虚偽の記載のある書面を交付した者(法第 5条第 1項)	2
	契約を締結し、その場で代金を全部いただいて商品を引渡したときに、書面を渡さない者や、記載事項の不備、又は虚偽の記載のある書面を交付した者(法第 5条第 2項)	2
	勧誘する際、又はクーリング・オフや契約解除を妨げるために、不実のことを告げた者(法第 6条第 1項)	3
	勧誘する際、故意に重要な事実を告げなかった者(法第 6条第 2項)	3
	契約を締結させ、又はクーリング・オフや契約解除を妨げるために、お客様を威迫して困惑させた者(法第 6条第 3項)	3
	販売目的を隠して公衆が出入りしない場所に誘引し勧誘した者(法第 6条第 4項)	3
c	訪問販売に係る契約に基づく債務又は契約の解除によって生じる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させた者(法第 7条第 1項第 1号)	2
	勧誘をする際、又はクーリング・オフや契約解除を妨げるため、お客様の判断に影響を及ぼす重要なものについて、故意に事実を告げない者(法第 7条第 1項第 2号)	2
	顧客の財産の状況に照らして不相当と認められる著しい過量契約を勧誘した者(法第 7条第 1項第 3号)	2
	契約の締結について迷惑を覚えさせるような勧誘をしたり、契約の解除について迷惑を覚えさせるような仕方で妨げる者(省令第 7条第 1項第 1号)	2
	老人その他の者の判断力の不足に乘じ、契約を締結させた者(省令第 7条第 1項第 2号)	2
	顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行う者(省令第 7条第 1項第 3号)	2
	契約を締結するに際し、契約書に年齢・職業その他の事項について、事実でないことを記載させた者(省令第 7条第 1項第 4号)	2
	消費者を被保険者とする生命保険を付保することに同意する旨の記載があるのに、それと認識しにくいようにした書面にお客様の署名又は押印をさせた者(省令第 7条第 1項第 5号)	2
	勧誘をするため、道路等の公共の場所において、人の進路に立ちふさがりつ	2

	きまとった者(省令第7条第1項第6号)	
	政令で指定された消耗品の契約の解除を妨げるため、契約した際、お客様に商品を使用させたり消費させたりした者(省令第7条第1項第7号)	2
d	指示に従わない者(業務停止命令のみの対象)(法第8条)	3

a及びd以外は懲罰の規定と重複する規定である。

(処分の公表の事項及び方法等)

第5条 規程第9条に規定する処分に係る公表は、次に掲げるとおり行う。

(1) 公表事項

- イ 規程に基づく処分である旨
- ロ 処分を行った日
- ハ 処分を受けた会員の商号
- ニ 処分の種類
- ホ 処分の理由

(2) 公表の方法

上記の内容について処分を行った日から6ヶ月間、本会のホームページに掲載する。

附 則

この細則は、法令違反会員の処分に係る規程の施行の日(平成21年12月1日)から施行する。

附則

この変更規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。ただし、第4条の変更規定については、理事会の承認日(平成24年1月11日)より実施する。